

# 大分県報

令和三年  
第一八三号  
二月十九日

（金曜日）

## 目次

### 教育委員会規則

大分県教育功労者表彰規則の一部改正……………一

### 企業局管理規程

大分県企業局会計規程の一部改正……………一

### 告示

ふ化業者の登録……………二

地籍調査の成果の認証……………二

知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（県外入漁）……………二

付保義務の発生（十三件）……………七

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更……………八

三重都市計画道路の変更……………八

### 公告

開発行為の完了……………九

## ○教育委員会規則

大分県教育功労者表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十九日

大分県教育委員会

### 大分県教育委員会規則第一号

#### 大分県教育功労者表彰規則の一部を改正する規則

大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号中「あげて」を

「挙げて」に改める。  
第二条中「毎年十一月三日に」を「、おおいた教育の日条例（平成十七年大分県条例第三十号）第三条に規定するおおいた教育週間のいずれかの日において」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。  
第三条中「しるした」を「記した」に、「あわせて」を「併せて」に改める。  
第四条中「左の」を「次に掲げる」に改める。  
第五条中「外」を「ほか」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○企業局管理規程

大分県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年二月十九日

大分県企業局長 工藤正俊

### 大分県企業局管理規程第一号

#### 大分県企業局会計規程の一部を改正する規程

大分県企業局会計規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の電気事業費用の表中

健康診断費	
-------	--

を

健康診断費	社会保険料
-------	-------

に改め、同表

の剰余金の表中

水源開発積立金	
---------	--

を

水源開発積立金	地域振興積立金
	地域振興のために積み立てた額

に改める。

### 附則

令和三年二月十九日

大分県報（教育委規則・企業局管理規程）

この規程は、公示の日から施行する。

# ○ 告 示

## 大分県告示第百十五号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者を登録した。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

登録番号

住所及び氏名又は名称

ふ化場の所在地及び名称

登録年月日

第二十一号

宇佐市大字下乙女四〇三  
株式会社梶原種鶏孵化場  
代表取締役 梶原廣志

宇佐市大字下乙女四〇三  
株式会社梶原種鶏孵化場

令三・二・二八

## 大分県告示第百十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行った者の名称

調査を行った期間

成果の名称

調査を行った地域

認証年月日

大分市

平三〇・四・一から令二・三・三ーまで

大分市大字一尺屋の一部の地籍図及び地籍簿

大分市大字一尺屋の一部

令三・一・二二

中津市

平二九・八・一九から平三一・三・二七まで

中津市耶馬溪町大字山移の一部の地籍図及び地籍簿

中津市耶馬溪町大字山移の一部

令三・一・二二

中津市

平二九・四・三から平三一・三・二五まで

中津市本耶馬溪町東谷の一部の地籍図及び地籍簿

中津市本耶馬溪町東谷の一部

令三・一・二二

## 大分県告示第百十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法

佐伯市

平三〇・六・一五から令二・三・五まで

佐伯市大字青山の一部の地籍図及び地籍簿

佐伯市大字青山の一部

令三・一・二二

佐伯市

平三〇・六・一五から令二・三・五まで

佐伯市大字護江・狩生の一部の地籍図及び地籍簿

佐伯市大字護江・狩生の一部

令三・一・二二

佐伯市

平三〇・六・二〇から令二・二・二五まで

佐伯市大字堅田の一部の地籍図及び地籍簿

佐伯市大字堅田の一部

令三・一・二二

佐伯市

平三〇・六・八から令二・三・二まで

佐伯市大字長良の一部の地籍図及び地籍簿

佐伯市大字長良の一部

令三・一・二二

杵築市

平二九・一〇・六から令二・三・一三まで

杵築市大字大内の一部の地籍図及び地籍簿

杵築市大字大内の一部

令三・一・二二

杵築市

平三〇・六・二九から令二・三・一三まで

杵築市大字奈多の一部の地籍図及び地籍簿

杵築市大字奈多の一部

令三・一・二二

杵築市

平二九・一〇・六から令二・三・四まで

杵築市山香町大字日指の一部の地籍図及び地籍簿

杵築市山香町大字日指の一部

令三・一・二二

豊後大野市

平三〇・六・二二から令二・三・三まで

豊後大野市三重町内田の一部の地籍図及び地籍簿

豊後大野市三重町内田の一部

令三・一・二二

玖珠町

平六・九・五から平二六・三・一二まで

玖珠郡玖珠町大字山田、大字大隈の一部の地籍図及び地籍簿

玖珠郡玖珠町大字山田、大字大隈の一部

令三・一・二二

第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業について、大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和三年二月十九日

大分県報（告示）

三

県外人漁		制 限 措 置			漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間	
漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	操業区域			
小型機船底びき網漁業	手練第2種こぎ網漁業(山口県漁業者)	120隻	5トン未満	48キロワット(15)以下	<p>大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端(灯台跡)に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点から真方位6度15分の線と大分県豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度(磁針方位)の線との間における大分県管轄海域。この場合において、大分県管轄海域とは、基点チ、タ、ツ、チ及びトを順次に結ぶ線と基点トとチの間における大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と基点チとニを結ぶ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域をいい、基点は、次のとおりとする。</p> <p>ア 山口県下関市火ノ山下潮流信号所</p> <p>イ 福岡県北九州市門司区門司崎灯台</p> <p>ウ アの点とイの点とを結ぶ線の中央点</p> <p>エ 山口県下関市長府宮崎町申崎東端から真方位173度1.530メートルの点(福岡県北九州市門司区部崎灯台から真方位310度28分29.75メートルの点～昭和42年3月13日当協定締結時における福岡県北九州市門司区丸山鼻と山口県下関市長府宮崎町申崎東端とを結ぶ線の中央点)</p> <p>オ 福岡県北九州市門司区部崎灯台と山口県下関市満珠島灯台とを結ぶ線の中央点</p> <p>カ 福岡県北九州市門司区部崎灯台と山口県山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端(世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒)とを結ぶ線の中央点</p> <p>キ 福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点</p> <p>ク 福岡県行橋市養島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点</p> <p>ケ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端とチの点とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤灯跡に設置した標柱と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線との交点</p> <p>コ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤</p>	4月1日から翌年の3月31日まで	山口県知事から小型機船底びき網漁業手練第2種漁業の許可を受けて、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間の人漁協定に基づいて入漁する者	令和3年2月19日から同年3月19日まで

			<p>燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点</p> <p>カ 山口県防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との交点</p> <p>キ 大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市大字室積村杵崎西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点</p> <p>ク 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡とを結ぶ線との交点</p> <p>ケ 山口県光市大字室積村杵崎西端</p> <p>コ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と、福岡県行橋市養島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点</p> <p>カチの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市養島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点</p> <p>カチ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点</p> <p>カチ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市高田港導流堤灯台とを結ぶ線との交点</p> <p>カチ 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結ぶ線との交点</p> <p>カチ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ツの点とチの点とを結ぶ線の延長線との交点</p> <p>カチ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点</p> <p>カチ 大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡</p> <p>カチ 山口県宇部市旧宇部港赤灯台（世界測地系：北緯33度56分12秒、東経131度13分57秒）とチの点とを結ぶ線の中央点</p> <p>カチの点から真方位6度15分の線上チの点から17,000メートルの点</p>			
--	--	--	---	--	--	--

備考

- 1 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- 2 この告示に係る許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。

大分県告示第百十八号

姫島加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百十九号

国見町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十号

国東町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十一号

武蔵町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十二号

奈狩江加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

令和三年二月十九日

たものと認める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十三号

保戸島加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十四号

上浦町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十五号

西上浦加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十六号

鶴見加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県報（告示）

大分県告示第百二十七号

中浦加入区について、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十八号

大島加入区について、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十九号

下入津加入区について、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百三十号

蒲江町加入区について、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり別府国際観光温泉文化都市建設計画道路を変更した。  
令和三年二月十九日

名称	位置		変更の概要
	起 点	終 点	
三・四・二号 三重ノ原深田線	豊後大野市三重町芦 刈字糸丸	豊後大野市三重町秋 葉字寺後	一部幅員の変更 一部区域の変更
三・五・一二号 駅前高市線	豊後大野市三重町赤 嶺字西方下	豊後大野市三重町市 場字高市	新規追加

  

一 都市計画の種類 別府国際観光温泉文化都市建設計画道路	大分県知事 広 瀬 勝 貞
二 都市計画の変更に係る事項	

  

三 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 別府市上野口町一番十五号 別府市建設部都市政策課 〔「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕	大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県告示第百三十二号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり三重都市計画道路を変更した。 令和三年二月十九日	



(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課  
豊後大野市三重町市場千二百番地 豊後大野市建設課  
(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

○公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の  
開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

宇佐市大字北宇佐字戎原二千百八十七番一ほか十筆

二 開発区域の面積

三千六百十三・二七平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

熊本県上益城郡益城町平田二千五百五十番地  
株式会社セキ九州

代表取締役社長 村 瀬 武 志

四 完了検査年月日

令和三年二月一日

令和三年二月十九日

大分県報(告示・公告)